

三次市教育委員会告示第11号

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月26日

三次市教育委員会教育長 松村智由

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市障害児介助指導員配置事業実施要綱（平成22年三次市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「三次市臨時的任用職員に関する規程（平成16年三次市訓令第18号）による臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

第6条から第8条までを削り、第9条を第6条とする。

第10条の見出し中「賃金」を「報酬等」に改め、同条第2項中「賃金」を「報酬、手当及び費用弁償」に改め、同条を第7条とする。

第11条を第8条とする。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。